

埼玉県青少年健全育成条例に基づく推奨、指定及び命令に関する認定基準（抄）

（昭和58年10月 1日 施行）

（平成16年 2月20日 改正）

（平成29年 2月 9日 改正）

埼玉県青少年健全育成条例（昭和58年埼玉県条例第28号。以下「条例」という。）
第10条の規定に基づく優良な図書等、映画及び演劇の推奨の認定基準は、次のとおりとする。

- (1) 「生命の大切さ」の心情や意識を高めるもの
- (2) 社会の良識を身につけ、正しい知識と教養を深めるもの
- (3) 社会の一員としての自覚を高め、社会参加の精神を養うもの
- (4) 思いやりや社会性、倫理観や正義感などの豊かな人間性を養うもの
- (5) 自然を愛し、科学と芸術を尊び、心身の発達に役立つもの
- (6) 思考力、判断力、創造力、問題解決能力などの生きる力を育むもの
- (7) 郷土を愛し、郷土の良さを認識するのに役立つもの
- (8) 国際感覚を養い、国際理解に役立つもの
- (9) 乳幼児期の発育・発達に役立つもの
- (10) 共生社会の形成に向けて理解と意識を高めるもの
- (11) その他青少年の健全育成に特に役立つもの